

29 国際第 584 号

関税割当公表第 87 号

平成 29 年度下期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当て
について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、とうもろこし（コーンスターチの製造に使用するもの。）（以下「とうもろこし（コーンスターチ用）」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成 29 年 9 月 8 日

農 林 水 産 省

記

第 1 用途別の割当数量及び通関期限

1 用 途

- (1) 糖 化 用
- (2) 一 般 用
- (3) 新規用途用

2 割当数量 別途公表

3 通関期限 平成 30 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第 3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間 平成 29 年 10 月 2 日（月）から同年 10 月 11 日（水）まで
- 2 提出時間 午前 10 時から正午まで及び午後 2 時から午後 4 時まで

第 4 関税割当申請者の資格

コーンスターチ製造業者であって、次の各号に掲げる要件のすべてを備える者

- 1 関税割当申請書を提出する日において、コーンスターチの製造設備を有する者
- 2 コーンスターチの製造数量が確実に把握できると認められる者
- 3 コーンスターチの販売計画等からみて、コーンスターチを糖化用、一般用及び新規用途用に使用又は販売することが確実に認められる者

第5 関税割当申請書に添付すべき書類等

- 1 糖化用、一般用及び新規用途用の用途別に次に掲げる書類を添付すること。ただし、平成 29 年度上期における割当実績を有する者であって、申請時点において(4)の書類の内容に変更のないものは、(4)の書類の添付を必要としない。
 - (1) 平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの期間における上期、下期別のとうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量及び使用実績数量を記載した書類（別記様式 1 及び 2）
 - (2) 平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの期間における上期、下期別の原料入手状況を記載した書類（別記様式 3）
 - (3) 平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量並びに製品の販売計画数量及び使用計画数量を記載した書類（別記様式 4 及び 5）
 - (4) 下記の書類又は資料
 - ア 工場名及びその所在地を記載した書類
 - イ 工場配置図（縮尺：千分の一）
 - ウ 製造機械配置図（縮尺：百分の一）
 - エ 工場工程見取図
 - オ コーンスターチ製造機械一覧表（別記様式 6）
 - カ 会社の登記事項証明書（個人の場合にあつては、住民票）
- 2 第 1 の用途に従って割当てを受けたとうもろこしを当該割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しない旨の誓約書（申請者が団体にあっては、その構成員の誓約書を含む。）

第6 割当基準

糖化用、一般用及び新規用途別に、とうもろこしの使用（又は製品販売）実績数量、使用（又は製造販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第7 関税割当証明書の発給

関税割当証明書の発給は、申請者がとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。

第8 報告等

とうもろこし（コーンスターチ用）の割当てを受けた者は、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）の定めるところにより、とうもろこしの輸入計画書、とうもろこしの輸入計画変更（実績）報告書、とうもろこしの使用実績、製品の用途先別販売実績及び自家使用実績等を政策統括官に報告するものとする。

第9 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。（省令第3条第2項）
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（省令第5条）

なお、平成29年10月以降、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用して割当てを受けた物品の輸入申告を行う者であって、関税割当証明書（表面）「数量及び単位」の欄に記載された数量の全部又は一部を返納する者にあつては、関税割当証明書システム管理終了結果情報の写しを添付するものとする。

- 5 とうもろこし（コーンスターチ用）に係る、関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定める数量と第1の2の割当数量（別途公表）に平成

29 年度上期分の関税割当数量を加えた数量との差(本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び平成 30 年 1 月 31 日までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それを加えた数量)の割当てについては別途公表(第 2 次公表)する。

6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第 10 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名(名称)及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。